

博物館教育論

(解答はすべて解答用紙に記入し、この問題用紙に記入しないこと。)

1. 次の『教育基本法（平成18年12月22日法律第120号）第12条・13条と『博物館法3条（昭和26年12月1日法律第285号）』の①～⑩の（ ）について、下の□の中から当てはまる語句を選び、文を完成させ、解答欄にはその記号を記しなさい。（各1点）

【教育基本法】

第12条 個人の要望や社会の要請にこたえ、社会において行われる教育は、国及び地方公共団体によって（ ① ）されなければならない。

- 2 国及び地方公共団体は、図書館、博物館、公民館その他の社会教育施設の設置、学校の施設の利用、学習の機会及び（ ② ）の提供その他の（ ③ ）な方法によって社会教育の（ ④ ）に努めなければならない。

第13条 学校、家庭及び地域住民その他の（ ⑤ ）は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び（ ⑥ ）に努めるものとする。

【博物館法】

第3条 博物館は、前条第一項に規定する目的を達成するため、おおむね左に掲げる事業を行う。

- 十一 学校、図書館、研究所、公民館等の教育、（ ⑦ ）又は文化に関する諸施設と協力し、その活動を（ ⑧ ）すること。

2 博物館は、その事業を行うに当っては、（ ⑨ ）の事情を考慮し、国民の実生活の（ ⑩ ）に資し、更に学校教育を援助し得るようにも留意しなければならない。

ア 支援	イ 振興	ウ 研究	エ 土地	オ 奨励
カ 関係者	キ 地域	ク 向上	ケ 場所	コ 発展
サ 推進	シ 学術	ス 協働	セ 援助	ソ 適当
タ 協力	チ 教育者	ツ 普及	テ 情報	ト 適切

2. 次の説明の（ ）について、の中から当てはまる記号を1つ選びなさい。(各2点)

(1) 国連教育科学文化機関(ユネスコ)の世界遺産委員会が、2021年7月に登録を決めた世界文化遺産の場所に該当しない県は、()である。

ア 青森県 イ 岩手県 ウ 秋田県 エ 宮城県

(2) 平成29年に公示された小学校学習指導要領(社会科)の指導計画の作成と内容の取扱いでは、博物館や郷土資料館等の()の活用を図るとともに、身近な地域及び国土の遺跡や文化財などの観察や調査を取り入れるようにすることと記載されている。

ア 資料 イ 施設 ウ 学芸員 エ 展示室

(3) 2015年の国連サミットで採択されたSDGs(持続可能な開発目標)を受けて、2017年世界科学館サミットにおいて、科学館が活動を推進していくことに合意した「東京プロトコール」を制定した会場は()である。

ア 国立環境研究所 イ 科学技術館 ウ 日本科学未来館 エ 国立科学博物館

(4) 博物館に市民参画活動を導入して、地域づくりを推進する概念であるパブリックエンゲージメントは()で生まれた概念である。

ア フランス イ ドイツ ウ イギリス エ アメリカ

(5) 1993年に博物館の社会科学的研究者である伊藤寿朗は、博物館三世代論を提唱した。その第三世代の博物館の設立目的は、()志向である。

ア 参加 イ 参画 ウ 協働 エ 連携

3. 博物館教育について記述した(A)～(E)の文章を読み、それぞれ誤っているものの記号を1つ選びなさい。(各2点)

(A) 博物館教育のデザイン

ア 博物館で教育プログラムを設計する際には、利用者の興味関心、属性など収集、分析したうえで効果的な働きかけを検討する手法をSTP分析という。

イ 博物館を利用してもらいたいユーザーを明確にするために参考とする指標としては、デモグラフィック(人口統計調査)、ジオグラフィック(地理的変数)、サイコグラフィック(心理的変数)、ビヘイビアル(行動変数)などがある。

ウ 博物館の教育コンテンツを利用するユーザー像をつくりあげ、具体的なプログラムを計画していくアプローチをペルソナという。

エ 登録博物館は、教育委員会をとおして学校と連携体制を構築し、利用する児童生徒の偏差値や学習到達度などの指標を収集することができる。

(B) 博物館と地域社会

ア 令和2年法律第18号として公布され、同年5月1日に施行された「文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律」(文化観光推進法)は、文化の振興を観光の振興と地域の活性化につなげ、これによる経済効果が文化の振興に再投資される好循環を創出することを目的としている。

イ 文化観光推進法では、「文化観光」を有形又は無形の文化的所産その他の文化に関する資源の観覧、文化資源に関する体験活動その他の活動を通じて、文化についての理解を深めることを目的とする観光と定義している。

ウ 文化観光推進法が規定する「文化観光拠点施設」とは、博物館である。博物館は、文化観光推進事業者として、地域の文化資源の保存と活用に取り組むことにより助成金を受託することができるようになった。

エ 文化観光推進法が施行されたことにより、「文化資源保存活用施設」としての博物館には、情報通信技術などを活用した新しい展示、解説手法などを導入し、地域の文化資源の磨きあげと魅力の発信をすすめるなどの取り組みを地域一体となって推進することが求められるようになった。

(C) 学習理論

ア フィンランドの教育学者ユーリア・エンゲストロームは、多様な他者やコミュニティと接し、協働して、さまざまな考えに触れることで、個人ではなく活動のシステムが変化し、新しい考えや活動を生み出していくプロセスとして「拡張的学習理論」を提唱した。

イ 「学習する組織」とは、変化によるさまざまな衝撃に耐え、復元するしなやかさと環境変化に適応し、自律的に学習、創造し、進化し続ける組織である。ピーター・センゲは学習する組織には、「システム思考」「自己マスタリー」「メンタルモデル」「共有ビジョン」「チーム学習」の5つのディスプリンが必要であることを提起している。

ウ 今の自分ではないものに「なってみる」ことのできる、遊び心の許される環境が、人の在り方と関係性をより良いものに発展させるアプローチをロールプレイングメソッドという。

エ ジェローム・ブルーナーは、人は客観的事実の世界に生きているのではなく、自ら意味づけた世界に生きていると理解し、自らや環境に意味を与え、それを再構成し、それに基づいて思考・行動をすることを解明し、意味や文脈にそって学習を展開するモデルを提起した。

(D) 博物館教育の考え方

ア 博物館のコレクションは、教育というアプローチを用いることで、言語、文化、時間の境界を超えた新たな学びを育むことができる。

イ 産業革命の負の遺産である公害を示す証拠品などの負のコレクションは、人間の文化や自然環境の脆さを明らかにしてくれる証拠品である。

ウ 博物館には、自然や文化を語るために必要となる断片的な遺物が保存されている。それらのコレクションを学習利用することで地球社会の多様性と持続可能性を学ぶコンテンツを編集することができる。

エ 博物館の収蔵庫、図書などの資料は、コレクションを保管、調査研究の精度をあげる補助資料でリサーチ資源である。

(E) 博物館教育の歴史

ア 対話型鑑賞は、ニューヨーク近代美術館で開発された子供向けのアートの鑑賞法である。

イ 対話型鑑賞は、美術史の知識に限定し、その場で参加者が抱いた感想や想像をきっかけした対話を行う。

ウ 参加者は作品にふれて感じた思いをグループで共有し、その対話をとおして参加者の学びを深めるプログラムである。

エ 対話型鑑賞のプログラムでは、参加者の想像力や考える力、伝える力、話を聞く力を伸ばすことができる。

4. 次の文を読み、正しいものに○、正しくないものに×を記入しなさい。(各2点)

(1) デジタルアーカイブとは、有形・無形の文化資産をデジタル情報の形で記録し、その情報をデータベース化して保管し、随時閲覧・鑑賞、情報ネットワークを利用して情報発信する取り組みである。

(2) ジャパンサーチは、書籍等分野、文化財分野、メディア芸術分野など、さまざまな分野のデジタルアーカイブと連携して、我が国が保有する多様なコンテンツのメタデータをまとめて検索できる「国の分野横断型統合ポータル」で東京国立博物館が運営している。

(3) アウトリーチは米国において、1960年代以降、黒人市民権運動などの社会的背景のもとに発達した概念および実践活動である。図書館及び公共博物館のアウトリーチ活動は、従来のサービス提供方法を改革し、未利用者を利用者に転化していくためのプログラムとして計画運営されている。

(4) 博物館が来館者に働きかける教育的なアプローチとは別に、博物館の施設のメンテナンス、危機管理などの目に見えないオペレーション、特別展示のワークショップなどのサブ的なサービス活動についてはバックヤードサービスと定義する。

(5) 博物館利用者のリピート誘導を促すためには、利用者の生涯価値を設定し、利用者の学びの履歴に応じて学習プログラムを用意しなければならない。

5. 新学習指導要領に導入された「アクティブ・ラーニング」は、従来の教員による一方的な講義形式の教育とは異なり、学修者の能動的な学修への参加を取り入れた教授・学習法の総称であるが、その授業改善の3つの視点について説明し、学校教育での博物館活用において、3つの視点に対応した学習支援を、博物館サイドとしてどのように導入したらよいか、実際に行っている博物館の実践を事例にあげ、自分の考えを400字以内で具体的に述べなさい。(30点)

6. 文化財や伝統文化を通じた地域の活性化を図るためには、その歴史的経緯や、地域の風土に根ざして世代を超えて受け継がれている伝承、風習などを踏まえたストーリーの下に有形・無形の文化財をまとめ、これらを活用していくためには、人材育成・伝承、環境整備、情報発信などの取組を効果的に進めていくことが重要である。

上記の趣旨を実現するために、2015年から文化庁は、地域の歴史的魅力や特色を通じて我が国の文化・伝統を語るストーリーを「日本遺産(Japan Heritage)」として認定し、ストーリーを語る上で不可欠な魅力ある有形・無形の多様な文化財群を総合的に活用する取組を支援している。

日本遺産を認定するにあたって文化庁は、次の3つの内容をふまえたものであることを求めている。

- ① 歴史的経緯や地域の風習に根ざし、世代を超えて受け継がれている伝承、風習などを踏まえたものであること。
- ② ストーリーの中核には、地域の魅力として発信する明確なテーマを設定し、建造物や遺跡・名勝地、祭りなど、地域に根ざして継承・保存がなされている文化財にまつわるものを据えること。
- ③ 単に地域の歴史や文化財の価値を解説するだけのものになっていないこと。

上記の日本遺産に関する説明を参考に、以下の①～③の設問に対して400字以内にまとめて述べなさい。(30点)

- ① 地域の文化資源をストーリー化することの意義と効果
- ② 地域の文化資源をストーリー化するための学芸員の役割
- ③ 日本遺産をヒントに地域文化資源をストーリー化した具体プログラム例の提案